

鳥取県告示第656号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成21年10月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市鹿野町末用字乳母ヶ谷2199の1、字鬼入道2206から2208まで、2209の1、2209の2、2209の8、2211、2212、2216の1、2216の3、2217、2218の1、2218の2、2219から2221まで、字毛無山2224、2225、2226の1、2226の2、2227、2230、2231、2232の15、2232の17から2232の28まで、2232の30、2232の34から2232の63まで、2233、字露谷2243の55から2243の57まで、2244の1、2244の2、字露谷口2245から2247まで、字山神東平2249の1から2249の5まで、2250から2258まで、2262、2264から2267まで、字山神西平一2268から2276まで、字山神西平二2277から2280まで、2281の1から2281の3まで、2282から2286まで、2288から2290まで、鹿野町水谷字末用越シ之奥982、983、984の1から984の8まで、985から987まで、字深谷988の1、988の2、989から993まで、994の1、994の2、995から1001まで、字狭岩奥之谷1007、1008、1009の1から1009の10まで、1010、1011、字太郎右衛門谷東平1012から1015まで、字稗山1025、1026、字平岩1035の1から1035の37まで、1038から1047まで、1048の1、1048の2、字船ヶ谷西平1049の1、1049の3から1049の7まで、1050から1054まで、字茗荷谷1097の1（次の図に示す部分に限る。）、1097の2から1097の4まで、1098、1099、字ずりの谷東平1100・1101の1・1101の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1101の3から1101の5まで、1102、1103、1108、1109、字御崎谷1114の1、1114の4、字大平1123の1から1123の6まで、1124の1、1124の2、1125から1130まで、字瀧谷平1133の1から1133の5まで、1134の1から1134の3まで、1135の1、1135の2、1136から1138まで、字坂ノ上西平1139の1、1139の2・1139の3・1139の4（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1140、1141（次の図に示す部分に限る。）、1142、1143、字岩見谷1189の1から1189の4まで、字権現谷1190の1、1191、字岩見谷口西平1192

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）